

## 総合教育会議の開催に係る基本的な考え方について

総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和22年法律第162号。以下「地教行法」という。）第1条の4第1項に基づき設置されるものであり、その会議は、地教行法及び長崎市総合教育会議運営方針（平成27年5月18日決定）に基づき、開催されるものである。

このことを踏まえ、長崎市における総合教育会議の議題、開催時期などの基本的な考え方は、次のとおりとする。

### 1 地教行法第1条の4第1項第1号の規定による会議の議題の考え方

- (1) 長崎市教育大綱の基本理念の実現につながる議題
- (2) 教育行政を担う教育委員会と教育行政の予算の編成や執行権を有する市長の双方の連携が必要な議題
- (3) 総合教育会議において調整が行われた方向性を尊重して成果につながる議題

### 2 会議の開催時期及び開催回数

調整した方向性を事業につなげる場合に、必要な予算措置がスムーズに行うことが可能となるような開催時期とする。

開催回数は、年度に2、3回とする。

### 3 情報共有

各教育委員に、市政全体の子どもに対する施策を情報共有してもらおう観点から、毎年度「当該年度の子どもに関する施策・予算一覧」を報告することとする。

#### ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（総合教育会議）

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置